

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定）【14】
2. 日時：令和4年11月16日 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

福原管理官補佐、皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、岩崎安全審査官、小野安全審査官

実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他5名

原子力本部 原子力部 副長 他7名*

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他3名*

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 専任副長 他2名*

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 統括 他2名*

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名*

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他2名*

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長代理 他1名*

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹*

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和4年9月28日、11月2日及び11月16日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（添付1-1、先行BWRプラントとの

比較表)】

- 原子炉がスクラムした場合の運転操作手順について、変更箇所に係る既許可の手順及び運転手順書との整合性を整理して説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 東北電力女川原子力発電所新規規制基準保安規定審査スケジュール (案)
- ・ 女川原子力発電所2号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料 (66条 先行BWRプラントとの比較表)
- ・ 女川2号保安規定 指摘事項に対する回答整理表
- ・ 女川原子力発電所2号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料 (17条、添付1-2、添付1-3 先行BWRプラントとの比較表)【17条の4、添付1-2 (津波)、添付1-3 (表1~20) 抜粋】
- ・ 女川原子力発電所2号炉 新規規制基準保安規定変更に伴う第2編 (廃止措置段階) の変更について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料 (既存条文 先行BWRプラントとの比較表)
- ・ 女川原子力発電所2号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料 (添付1-1 先行BWRプラントとの比較表)
- ・ 女川原子力発電所2号炉 中央制御室外原子炉停止盤 (RSS盤) に関する技術基準解釈と今後の対応について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 保安規定の施行期日について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 保安規定第48条 (格納容器の酸素濃度) の変更について